

## 地域づくり連携協定

山形県、上山市、東北芸術工科大学及び山形県住宅供給公社（以下「山形県すまい・まちづくり公社」という。）（以下「4者」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、人口減少・少子高齢化が進展する市町村において、増加する空き家等を活用した若者及び子育て世帯の移住・定住支援により地域コミュニティを維持するとともに、老朽空き家の解体跡地を活用した居住環境の改善により良好な地域づくりに寄与することを目的とする。

（連携事項）

第2条 4者は、前条の目的を達成するため、次に掲げる項目を連携及び協力して実施する。

- （1）上山市による空き家対策の推進に関すること
- （2）空き家や空き地を活用した良好なまちづくりに関すること
- （3）空き家を含む中古住宅の流通の促進に関すること
- （4）山形県すまい・まちづくり公社による地域づくり支援事業（空き家関連事業に限る。）に関すること
- （5）その他目的を達成するために必要な事項

（協議）

第3条 この協定に定めるもののほか、連携協定の具体的事項及びその他必要な事項については、4者協議の上、別に定めるものとする。

（協定の有効期間）

第4条 この協定の有効期間は協定締結日から平成31年3月31日までとし、期間満了の1月前までに4者のうちのいずれかにより終了の申出が無い場合は、さらに有効期間を1年間延長するものとし、以後も同様とする。

（協定の変更及び解約）

第5条 4者のうちのいずれかが、この協定の変更又は解約を申し出たときは、4者協議の上、この協定の変更又は解約を行うことができるものとする。

（その他）

第6条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じた場合は、4者協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書4通を作成し、4者それぞれが署名の上、各自1通を保有するものとする。

平成30年3月7日

山形県

山形市松波二丁目8番1号

山形県知事

吉村美栄子

上山市

上山市河崎一丁目1番10号

上山市長

横久長兵衛

東北芸術工科大学

山形市上桜田三丁目4番5号

学長

根岸吉太郎

山形県住宅供給公社

山形市緑町一丁目9番30号

理事長

若松正俊